

第13回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月26日(月)午後1時00分から午後3時00分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、
5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第16号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第17号 平成30年度川西町農作業料金標準表策定結果報告について

第 6 報告第18号 人・農地プラン検討会の結果報告について

第 7 議 第73号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 議 第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 9 議 第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第10 議 第76号 農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について

第11 議 第77号 農用地利用集積に対する決定について

第12 議 第78号 農用地利用集積に対する決定について(農地中間管理事業)

第13 議 第79号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明について

第14 議 第80号 農地中間管理機構による農用地の買入の要請について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 田宮枝里子

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦労様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきました

と思います。よろしくお願いします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第13回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席6番新野庄右エ門委員、議席7番舩山マサエ委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第16号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 原田恭兵

資料の1ページをご覧ください。報告第16号、平成30年2月1日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。1月申し出件数6件、田54,466㎡、畑2,031㎡。個人への調整決定件数1件、田12,139㎡、不調1件田31,059㎡、取り下げ1件畑2,031㎡。所有権移転合計1件田12,139㎡。利用権の設定。1月再設定件数25件、田215,924㎡、畑447㎡。1月申し出件数2件3,761㎡。個人への調整決定件数1件田986㎡、保留1件2,775㎡。利用権設定合計26件、田216,910㎡、畑447㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対

する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、報告第17号、平成30年度川西町農作業料金標準表策定結果報告についてを上程します。事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

12ページをご覧ください。日程第5、報告第17号、平成30年度川西町農作業料金標準表策定結果報告について。

(13ページ 平成30年度川西町農作業料金標準表を説明)

議長 大沼藤一

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

質問はないようです。次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、報告第18号、人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

14ページをご覧ください。報告第18号、人・農地プラン検討会の結果報告について。

(人・農地プラン検討会の結果報告についてを朗読により説明)

以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第7、議第73号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

15ページをご覧ください。議第73号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は5件です。

(議第73号1番から5番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第74号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

17ページをご覧ください。議第74号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は6件です。

(議第74号1番から6番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

始めに、番号1番、4番及び5番の件について、議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号1番について、2月25日高梨推進委員が現地を確認しました。今回の申請は親子間の贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

番号4番、5番は同一世帯であり、2月21日高梨推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は南陽市の農地所有適格法人であり意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況が

らみて10a対価●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に、番号2番、3番及び6番の件について、議席2番 鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号2番、3番は同一世帯であり、2月22日伊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。

番号6番について2月16日齋藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は譲受人の農地に隣接している畑であり、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a対価●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第75号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

19ページをご覧ください。議第75号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は8件です。

(議第75号1番から8番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

始めに、番号1番及び6番から8番の件について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一

番号1番について、2月21日齊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

番号6番について2月21日齊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

番号7番について2月17日齊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

番号8番について2月18日齊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に番号2番について議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号2番について2月18日渡部推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に番号3番及び4番について議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号3番について2月21日内山推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

番号4番について2月15日高梨推進委員が現地を確認しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に番号5番について議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号5番について2月21日伊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第76号、農地転用に伴う事業変更申請に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

22ページをご覧ください。議第76号、農地転用に伴う事業変更申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う事業変更申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第76号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。当初事業計画者は、自宅を建設するため転用許可を得たがとん挫し、現在は美女木に居住している。今回の申請は、当初事業計画者より土地を譲受け、自動車板金塗装工場を建てる計画です。資金は、金融機関より融資の回答を得ております。

申請地は小松地区中小松地内です。面積は農地が377㎡、併用地として413.22㎡。合計790.22㎡です。事業内容上、排水については、補足資料7ページを読み上げて説明いたします。また、塗装がついた排水については、工場内に溜めておき、容器に入れ産廃業者に運搬を依頼するため、用水路への排水はないとのことです。転用目的については適当であると考えます。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席3番後藤満良委員より報告願います。

3番 後藤満良委員

番号1番について、2月16日 鈴木秀男委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

現地は雪が積もっており、現況は確認できない状況でありました。申請地に不動産会社の看板が設置されておりましたが、土地の管理をしているだけのようです。

また、自動車板金塗装工場とのことであり、排水等、周囲の田への影響を懸念したことであり、事務局に確認を依頼したものです。説明については、先の事務局の説明のとおりです。その他、周辺の農地への影響はないものと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。
(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第77号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。
事務局の説明を求めます。

議長 大沼藤一

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号7535番は議席8番高橋孝博委員本人に、整理番号7546番は議席4番新野勝廣委員本人に、整理番号7550番は議席5番佐々木一宏委員が理事となっている農地所有適格法人に関する案件であり、本人及び当該法人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席8番高橋孝博、議席4番新野勝廣委員、議席5番佐々木一宏委員については本人及び当該法人に関する案件について審議中は室外に退席といたします。

それでは始めに整理番号7535番の件について審議を行うので、議席8番高橋孝博委員は室外に退席願います。

事務局の説明を求めます。なお、本案件は、全委員による調整会議を経て上程されたものがありますので、簡略に説明願います。

主事 原田恭兵

議第77号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

23ページです。(議第77号本文及び整理番号7535番について朗読により説明)本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7535番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

議長 大沼藤一

高橋孝博委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に、整理番号7546番の件について審議を行うので、議席4番新野勝廣委員は室外に退席願います。事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

(議第77号整理番号7546番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7546番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

議長 大沼藤一

新野勝廣委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に、整理番号7550番の件について審議を行うので、議席5番佐々木一宏委員は室外に退席願います。事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

(議第77号整理番号7550番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7550番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

議長 大沼藤一

佐々木一宏委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に、決定いただきました整理番号7535番、7546番及び7550番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

(整理番号理番号7535番、7546番及び7550番を除く各案件について説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件についてご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7535番、7546番及び7550番を除いた各案件について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第12、議第78号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)を上程いたします。農地中間管理事業に関する審議については、地区ごとに行うことを慣例としておりますので、始めに小松地区の審議に入ります。整理番号7557番及び7558番について、事務局の説明を求めます。

主事 田宮枝里子

議第78号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

31ページです。(議第77号本文及び整理番号7557番及び7558番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7557番及び7558番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

次に大塚地区の審議に入ります。整理番号7559番から7562番までについて事務局の説明を求めます。

主事 田宮枝里子

(整理番号7559番から7562番までについて説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以

上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

8番 高橋孝博委員

整理番号7559番について、田であるのに賃借料●●円は低いのではないか。

10番 大沼藤一委員

整理番号7559番は、農地に傾斜があり耕作が不便な状況であるため●●円の賃借料としたものであります。

議長 大沼藤一

他に、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7559番及び7562番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

次に犬川地区の審議に入ります。整理番号7563番から7565番までについて事務局の説明を求めます。

主事 田宮枝里子

(整理番号7563番から7565番までについて説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7563番から7565番までについて、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

次に中郡地区の審議に入ります。整理番号7566番から7578番までについて事務局の説明を求めます。

主事 田宮枝里子

(整理番号7566番から7578番までについて説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7566番から7578番までについて、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

次に玉庭地区の審議に入ります。整理番号7579番から7590番までについて事務局の説明を求めます。

主事 田宮枝里子

(整理番号7579番から7590番までについて説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7579番から7590番までについて、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

次に東沢地区の審議に入ります。整理番号7591番から7593番までについて事務局の説明を求めます。

主事 田宮枝里子

(整理番号7591番から7593番までについて説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7591番から7593番までについて、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。次に吉島地区の審議に入ります。整理番号7594番から7610番までについて事務局の説明を求めます。

主事 田宮枝里子

(整理番号7594番から7610番までについて説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7594番から7610番までについて、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第13、議第79号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

議第79号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明について。下記の者から、農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予(租税特別措置法第70条の4)及び不動産取得税の徴収猶予の適用を受けるため、引き続き農業経営を行っていることの証明願があったので、農業委員会の可否を求める。

48ページです。(議第79号本文及び48ページ整理番号1番から3番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

次にただいまの説明に関連して、担当委員より現地確認等の結果について報告を求めます。

番号1番及び3番について、2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号1番について、2月19日に伊藤推進委員が現地確認をしてきました。適正に管理されていることを報告します。

番号3番について、2月16日に齋藤推進委員が現地確認をしてきました。適正に管理されていることを報告します。

議長 大沼藤一

次に番号2番について、議席9番黒澤一利委員より報告します。

9番 黒澤一利委員

番号2番について、2月18日に江袋推進委員が現地確認をしてきました。適正に管理されていることを報告します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の適用に関して、引き続き農業経営を行っていることの証明を行うことについて賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、引き続き農業経営を行っていることの証明を行うことについて決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第14、議第80号、農地中間管理機構による農用地の買入の要請についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

49ページです。議第80号、農地中間管理機構による農用地の買入の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転の申出を下記のとおり受理したので、同法第16条第1項の規定により買入協議の通知をするよう川西町長に要請することの可否

を諮るため委員会に附議する。

(朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

無いようでありますので、本案件について、川西町長に買入協議の要請をすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については川西町長に買入協議の要請をすることと決定いたします。

議長 大沼藤一

これをもって、第13回川西町農業委員会総会を閉会いたします。